

## パソコンがウイルス感染？ニセ警告画面に注意

**【事例】** パソコンでインターネットを利用していたら、「トロイの木馬ウイルスに感染」という警告画面が表示された。画面に書いてある番号へ電話したら、「ウイルスに感染しているので除去します。コンビニで5万円分のプリペイド型電子マネーを購入し、番号を教えて」と言われた。有名なソフトウェア会社を名乗っていたが対応者の日本語がおかしかった。

**【アドバイス】** この事例は「サポート詐欺」です。実在するパソコンのソフトウェア会社やセキュリティソフト会社を名乗り、サポート代と称してお金をだまし取る詐欺の被害が増えています。電子マネーの番号を相手に知らせると取り戻すことは困難です。事例以外にも「警告音が鳴った」「遠隔操作で対応すると言われた」「クレジットカード番号を聞かれた」などの相談もあります。信用せずに無視してください。詳しい相談事例などはIPA（独立



相談事例



行政法人情報処理推進機構）の公式サイトを確認してください。不審に思ったときは消費生活センターへ連絡してください。

**【問】**消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

## 格安スマホや格安プラン 契約前に内容確認を

**【事例1】** インターネットから格安スマホを契約した。使い方を聞きたいが、実際の店舗がないため電話やチャットでしか対応してもらえず、使い方がよく分からない。

**【事例2】** スマートフォンの通信契約を格安プランに変更した。料金が以前の契約より高くなった。

**【アドバイス】** 大手携帯会社をはじめ、さまざまな会社からスマートフォンの格安プランが発売されています。インターネットだけで手続きが完結するため気軽に契約できる一方で、「メールアドレスの提供がない」「サポートが有料」「専用のアプリを利用した場合のみ通話料無料」など細かい条件が設定されていることもあります。料金だけでなくサービスやサポートの内容も比較検討し、自分に合ったプランを契約するようにしましょう。



消費生活



**【問】**消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

## デジタル遺品はリストを作り生前整理しましょう

**【事例1】** 家族が大手通販サイトで有料会員になり、動画視聴や通販商品が早く届くサービスを利用していた。家族が死亡したので止めたいが、IDやパスワードが分からないため、手続きができず、年会費が引き落とされた。

**【事例2】** 家族がインターネットバンキングを利用していた。家族が死亡したので口座を解約したいが、家族のスマートフォンのロックを解除できず、銀行のサイトにアクセスできない。

**【アドバイス】** デジタル遺品とは、パソコンやスマホなどのデジタル機器に保存されたデータやインターネットサービスのアカウントなどです。遺族から、「IDやパスワードが分からないため定期購入や月額制のサービスを解約できない」、「ロックを解除できず端末内の電子マネーやネット取引の状況を把握できない」などの相談が寄せられています。終活の一環として、端末のロック解除



消費生活



方法、退会が必要なサイトとそのIDやパスワード、ネット関連の金融資産などについてノートなどに記し、日頃から家族にノートのことを伝えておきましょう。遺族は、契約先へ手続きの確認をしましょう。困った時は早めに消費生活センターへ連絡してください。

**【問】** 消費生活センター（市役所大和庁舎1階 商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

## ネット販売は確定前に最終画面をしっかりチェック

**【事例1】** インターネットでサプリメントを注文した。1回限りのお試しのつもりだったが、注文していない2回目が届いた。

**【事例2】** 動画サイトで見た化粧品をインターネットで注文した。その後、気が変わりキャンセルの電話をすると、「1年間の定期コース」を理由に違約金の支払いを求められた。

**【アドバイス】** インターネット販売は、販売側に最終確認画面で契約内容を分かりやすく表示することが義務付けられていて、消費者は契約内容を承諾して申し込みます。今回の事例は、いずれも最終確認画面をよく読んでいなかったことが原因です。最終確認画面は読み飛ばさず、次のポイントを確認しましょう。

### ●確認するポイント

▷購入数量、定期コースの申し込み有無▷キャンセルや返品の可否▷キャンセルの条件▷支払う総額

トラブルを防ぐために最終確認画面をスクリーンショットで保存しておくことで安心です。トラブルになりそうなときは、早めに消費生活センターへ連絡してください。

**【問】** 消費生活センター（市役所大和庁舎1階 商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）



## 若者だけでなく高齢者も被害に「携帯電話契約詐欺」にご用心

**【事例】** SNSで「携帯電話を複数台契約するだけでお金がもらえる」「端末料金や利用料金は支払う必要がなく、端末を渡せばOK」というアルバイトを見つけた。簡単にもうかると思い、指示通り家電量販店を回り、携帯電話を複数台契約。端末を指示された住所へ送った。しばらくして携帯各社から端末代金と回線使用料の高額な請求書が届いた。

**【アドバイス】** 使うつもりがない携帯電話を複数台契約させられ、それをだまし取られる「携帯電話契約詐欺」です。若者だけでなく高齢者も多数被害に遭っています。だまされるとアルバイト料をもらえないだけでなく、複数の端末料金と利用料金、解約料金を負ってしま

ます。携帯電話を無断で譲渡や転売することは違法です。だまし取られた携帯電話が振り込め詐欺などの犯罪に使われた場合、契約者も犯罪に加担したことになる可能性があります。

### ●だまされないためのポイント

▷自分が使わない携帯電話は契約しない▷譲渡するときは携帯会社に連絡する

**【問】** 消費生活センター（市役所大和庁舎1階 商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）



無断で譲渡や転売は違法

## 新聞の先付け契約や長期契約は慎重に

### 【事例】

新聞販売店から「来月から配達を開始する」と手紙が届いた。身に覚えがなく問い合わせたら、5年前に契約した契約書のコピーを渡された。新聞は読まないのに配達しないでほしい。

### 【アドバイス】

新聞が配達される期間よりずいぶん前に契約することを「先付け契約」といいます。配達が始まるころには「他の新聞を読んでいる、読みたくない」などのトラブルになることも。また購読期間の長い契約も同様です。契約後は勝手にやめることはできず、販売店と解約条件などを話し合っ解決しなければなりません。将来の状況は誰にも予測できないので、先付け契約や長期契約は慎重にしましょう。訪問販売で契約した場合、契約書をもってから8日間はクーリング・オフできます。困っ



たときは、早めに消費生活センターへ相談してください。

**【問】** 消費生活センター（市役所大和庁舎1階 商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

## チケットは公式サイトで購入しましょう

### 【事例】

インターネットで検索し、トップに表示されたサイトでコンサートチケットを購入した。公式サイトだと思っていたが、よく見ると海外の転売サイトだった。チケット販売の公式サイトに「公式サイト以外で購入したチケットは無効」と記載があった。心配なので解約したい。



### 【アドバイス】

公式のチケット販売サイトがインターネット検索で上位に表示されるとは限りません。チケットを購入する前に公式サイトかどうかよく確認しましょう。転売サイトによっては、チケットが定価よりも高く、購入したチケットで入場できないことがあるので注意してください。また、インターネットでの買い物ではクーリング・オフが適用されません。解約や返金に関しては、事業者の利用規約などに従うことになります。



規約をよく確認してください。

【問】消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

## カニなどの海産物の電話勧誘トラブルに注意しましょう

【事例】「以前購入してもらったことがある。カニはいかがですか」と自宅に電話があり、断りきれずに注文した。家族に反対されたので注文をキャンセルしたいが、連絡先が分からない。

【アドバイス】これから年末年始にかけて事例のような勧誘電話が増加する恐れがあります。電話勧誘販売のときは、8日以内であればクーリング・オフできますが、販売店の連絡先が分からなければすぐに断ることができません。店名や電話番号を聞き取っておきましょう。宅配便が届いても、連絡先が分からない場合は、荷物の受け取りをいったん保留



し、伝票に書かれた差出人の情報をメモして消費生活センターに相談してください。また、普段から留守番電話に設定し、名乗った相手を確認してから電話に出るようにしましょう。勧誘電話やニセ電話詐欺トラブルを防ぐことができます。



【問】消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

## 本物そっくりの偽メール フィッシング詐欺に注意を

### 【事例】

いつも利用している通販サイトから「支払情報の再確認が必要です」というショートメールが届いた。メールに記載されたURLをクリックし、クレジットカード番号や住所を入力した。その後、カードの利用明細を見ると、利用した覚えのない高額利用があった。

### 【アドバイス】

これは、大手通販サイトやクレジットカード会社、宅配事業者などをかたって電子メールを送り、パスワードや暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報を盗むフィッシング詐欺の手口です。誤って入力したときはすぐカード裏面のカード会社窓口に連絡し、カード番号を変更して下さい。



### フィッシング詐欺対策3つの「しない」

①メールを開封しない②URLをクリックしない③個人情報を入力しない

【問】消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

## 売るつもりがないものを買取り業者に見せてはダメ

【事例】「不用品を買取る」と業者から電話があり、自宅訪問を承諾した。訪問した業者が「貴金属はないか」としつこく迫ってきたので指輪を見せたら、安く買取られてしまった。

【アドバイス】業者は、「突然訪問して買取りすること」を禁止されています。このため電話などで事前に「買取り訪問」の約束を取り付けて家にやって来ます。貴金属など売るつもりがないものは、見せずにきっぱり断ることが大切です。今回のような訪問買取りはクーリング・オフの対象なので、契約日から8日

内であれば解約できます。また、買取られた品物でも8日以内なら手放さず手元に置いておくことが可能です。詳しくは、消費生活センターへ連絡してください。

【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）



## 3億円もらえます。支援金詐欺サイトに注意を

### 【事例】

企業投資家を名乗る男性から「支援金を受け取れます」というメールが届いた。3億円を受け取れるという内容だったので、手続き費用を電子マネーで300万円支払った。しかし、いまだに支援金がもらえていない。

### 【アドバイス】

これは、メールなどで「支援金」や「当選金」を受け取れるからと言葉巧みにサイトに誘導し、登録させて利用料金や手続き費用など高額な請求をする詐欺の手口です。「支援金を受け取れる」という都合の良い話はありません。また、購入していないのに宝くじや懸賞などに当選することはありません。このような通知を受け取ったら返信してはいけません。無視して削除しましょう。相手の指示で、購入した電子マネーに記載された番号などをサイ



トに入力して教えると、電子マネーの利用権を相手に譲ったことになり、取り戻すのは困難です。困った時は早めに消費生活センターへ相談してください。

【問】同センター（市役所大和庁舎 1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

柳川・みやま  
消費生活センター  
☎0944-76-1004

柳川市マスコットキャラクター  
こっぼりー

みやま市マスコットキャラクター  
くすっぴー

これで防ごう！

## 悪質商法

- 玄関に鍵  
扉ごしに対応を！
- 二セ電話も  
しつこい電話も  
留守番電話
- 契約内容や  
条件をしっかり  
確認
- うまい話に  
のらない
- いらないときは  
はっきり  
いいません

大丈夫かな？しまった！そんな時は…

### 一人で悩まず相談を！

柳川・みやま  
消費生活センター ☎0944-76-1004